

第 3 9 号 議 案

東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 5 月 3 0 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、こどもクラブの育成時間を拡大するため提出します。

東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例

東京都台東区こどもクラブ条例（平成13年3月台東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「下校時」を「こどもクラブを利用する児童の下校時」に改め、同項ただし書中「土曜日にあつては、下校時から午後5時まで」を「当該児童が在学する学校の休業日にあつては、午前8時から午後6時まで」に改める。

第6条第2項中「第4条第1項本文」を「第4条第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成23年7月16日から施行する。